

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 建築基準法による道路位置の指定……………
…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…一
- 東京都環境影響評価条例による見解書……………
…（環境局総務部環境政策課）…一
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等……………
…（同）…八
- 都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…三
- 市街地再開発組合の理事長の就任……………
…（都市整備局市街地整備部再開発課）…四
- 開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）…四
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
…（産業労働局商工部地域産業振興課）…四

告示

東京都告示第千二百十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年九月六日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

指定に係る道路の種類 指定年月日 指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二条 令和四年八月十八日 稲城市大字大延長
第一項第五号 月十八日 九字八号八百三三・九四
の規定による 八十七番及び幅員
八百八十九番 四・〇〇
一の各一部

東京都告示第千二百十八号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第五十五条第一項の規定に基づき、（仮称）北青山三丁目地区市街地再開発事業について、環境影響評価書案に係る見解書の提出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年九月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

独立行政法人都市再生機構

東日本都市再生本部

本部長 中山 靖史

新宿区西新宿六丁目五番一号 新宿アイランドタワー
十三階

二 対象事業の名称及び種類

（仮称）北青山三丁目地区市街地再開発事業

高層建築物の設置

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、港区北青山三丁目に位置する敷地面積約二万四千平方メートルに、業務、商業、宿泊、公共公益施設、駐車場等の機能を持った高層建築物を建設するものである。

四 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

対象事業について、都民の意見が一件、事業段階関係区長からの意見が一件あり、意見の内容は、大気汚染、騒音・振動、地盤、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、廃棄物、温室効果ガス及びその他であった。

事業者は各意見に対し見解を述べており、その概要は別記のとおりである。

五 見解書の縦覧

（一）期間

令和四年九月六日から同月二十六日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

（二）時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

（三）場所

ア 港区環境リサイクル支援部環境課
港区芝公園一丁目五番二十五号
イ 新宿区環境清掃部環境対策課

新宿区歌舞伎町一丁目四番一号

ウ 渋谷区環境政策部環境整備課

渋谷区宇田川町一番一号

エ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁

舎十九階

オ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

別記（原文のまま記載）

評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

評価書案について都民からの1件の意見書が提出された。また、事業段階関係区長（港区）からの意見が1件提出された。意見等の内訳は、表1に示すとおりである。

これらの主な意見の概要とそれらについての事業者の見解の概要は、表2～3に示すとおりである。

表1 意見等の件数の内訳

意見等	件数
都民からの意見書	1
事業段階関係区長からの意見	1
合計	2

都民の意見書及び事業者の見解

表2(1) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目	意見の内容	事業者の見解
		1.大気汚染
	B1棟地下に 大規模駐車場が出来るとの事で すが 諸々の排気口の位置は 青山通り沿いで 絶対お願ひします。今後 徐々には EV車 に変わっていくとは存じますが駐車台数が 兎 埃が 風向きによって 直撃される事を恐れま す。何卒 排気口は 青山通り沿いにお願ひい たします。(角の部分は もう少し港区で)	駐車場排気口につきましては青山通り側を含む 3箇所に分散して設置するとともに、地上付近へ直接排気とならないよう、地上 10m 付近からの排気とすることにより、大気汚染の影響の 低減に努める計画です。 なお、地下駐車場の供用に伴う大気汚染の予測結果については、二酸化窒素の将来濃度（年平均値）を日平均値（年間 98%値）に変換した値は 0.037ppm であり、環境基準値(0.04～0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下を下回ります。寄与率は 0.8%です。浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は 0.039mg/m³ であり、環境基準値(0.10mg/m³以下)を下回ります。寄与率は 0.1%未満です。

表2(2) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項 目	意見の内容	事業者の見解
2. 騒音・振動		
項目	意見の内容	事業者の見解
当家は、軽量鉄骨 三階建てにつき A 1 A 2棟 工事時 大変 揺れました。現都営住宅団地取り壊し として杭打ち等 以前よりずっと近場の工事となりますので その影響は はかり知れませんが。何かございましたら ご相談させていただきます。	工事の実施に当たっては、騒音、振動による影響低減のため、仮囲い（3.0m）を設置するとともに、工事手順及び工程の検討・調整により建設機械が集中稼働しないように稼働台数を平準化し、建設機械の効率的稼働に努めます。また、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成 12 年 12 月 東京都条例第 215 号）（以下「環境確保条例」という。）で定める指定建設作業及び「騒音規制法」（昭和 43 年 6 月 法律第 98 号）、「振動規制法」（昭和 51 年 6 月 法律第 64 号）で定める特定建設作業については 1 日 10 時間以内の作業時間とします。なお、上記の建設機械の稼働に伴う騒音・振動については、事後調査により確認していきま	さらに、工事に関するお問い合わせに対して、相談受付の窓口を設置します。

表2(3) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目	意見の内容	事業者の見解
3. 日影・景観		事業者の見解
	然りながら 一応の民主主義国家でありながらこの国では 下々の意見により お上の計画が変えられる とも思えませんが、最悪、この事業が遂行された場合の 当方の環境保全を申し述べたいと存じます。	計画建築物からの日影につきましては、計画地の西側に大規模広場（緑地）を設置することにより、計画建築物による日影を極力計画地内に収めるとともに、B-1 棟を南北方向に隅切りを行い、計画建築物による日影の面積及び時間を極力小さくするといった、環境保全のための措置を実施します。また、屋間の反射光なども考慮し、今後、外壁の素材や色彩について「東京都景観条例」に基づく大規模建築物等の建築等に係る景観形成基準、「東京都景観色彩ガイドライン」及び「港区景観計画」に適合するとともに、周辺の建築物との調和のとれたものとして検討してまいります。
	環境影響評価書案の概要（令和4年4月 独立行政法人 都市再生機構）によりまずと 甚だ要領を得ない 不完全 且つ曖昧な記載で 住民無視の姿勢がうかがえます。データ内容は不鮮明ながら 結論的には（環境影響評価書案の概要 P 9 1 より） 8、5、4 評価	また、計画建築物については十分な耐震性を持った建物として計画してまいります。
	(2) 評価の結果 計画建築物により2、5 時間以上の日影が生じると予想される範囲は、計画地の北東方向に約8 0 m程度の範囲であり、日影規制地域に該当しない。・・・云々と結論付け その為に ① 計画地の西側に 大規模広場（緑地）を整備する。 ② B 1 棟を南北方向に隅切りする。	なお、計画建築物の周囲に緑化を行うことにより、圧迫感やグライバシーにも配慮したものとします。
	とのことですが、当家（渋谷区神宮前3丁目、B1高層ビル直下）の場合 日影に “隅切り” は 全く意味なく 却って ガラスカーテンウォール（イメージ図にあり）にされた場合 “エッジの利いた刃物” のように 夏の西日を受けた場合の “太陽光の反射と熱地獄” を想像してしまいます。同じ都営団地に既に A1・A2棟が建っておりますがその四方に隅切りのある デザイン・外壁素材・色彩使いなど気配りが感じられ 全く自然で 違和感が無いのに比し 此度の B1 棟 イメージ図通りとなりますと あまりに近隣住民に配慮の無い これ見よがしの自己顕示欲の塊のような 哀しいガラスの塔と成り果てるのではないのでしょうか？ 本当に 日影の為に “隅切り” であるなら四方に隅切りのある デザインに 変更お願いいたします。それに安全性（地震・火事・落下物含む飛行機事故など）はどうでしょう？ 粉々になることはないでしょうが 矢張りガラスはガラスですし 何せ 180 mもあるのです。 そして何より 近隣住民のグライバシーは守られるのでしょうか？ 住民からは ガラスに外の景色が映るので内の様子は見えない。しかし ビル内からは24時間 365日 誰が見ているかわからない恐怖！ これは酷すぎます。	

表 2 (4) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項 目	意見の内容	3. 日影・景観（つづき）	事業者の見解
日影・圧迫感・太陽光反射・グライベシーの侵害・安全性への不安。全て これから先毎日の事、一生 負わされるのです。せめて ガラスサッシだけ止めてA1、A2棟と調和のとれた 気品ある街づくりを目指してください。	前頁参照		
加えて 日影の為に 西側に 大規模公園をつくった と云われますが “大規模” とアピールされる程の 大きさでもなく 他所の方は（地震の時など）勘違いされますので 只の “公園” と表記いただきたいと思います。			

表 2 (5) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項 目	意見の内容	事業者の見解	4. 風環境
風被害については 実際建ってみたいと 何とも言えませんが 日影の為に称する “隅切り” の影響を不安に思います。防風林とは云え 一列程度では 何かのおまじない程度にも見えませんが。	風環境につきましては、計画建築物の隅切りや防風植栽を含めて再現し、風洞実験を行っております。その結果、傾坡 A（住宅地相当の風環境）及び傾坡 B に相当する風環境が維持されることを確認しています。	また、供用後に風環境の事後調査を行い、その結果が評価書の予測結果を上回った場合には、追加の対策を検討し実施します。	

表 2 (6) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項 目	意見の内容	事業者の見解	事業計画全般
当該区域は、渋谷区普通住宅地区に隣接致し対する港区側の7割方の現況は 4階建ての都営団地で みどり廣る多く季節ごとの鳥も飛来する 自然豊かな場所です。	ある時期より 建物の手入れも成されず “老朽化” の シンボルの様に晒されておりますが東日本大震災にもびくともしせず それから十年以上経ても 外壁にひび割れ等も見当たりません。経済的見地からすれば 此処を 高層にと画策される気持ちは理解出来ます。	が、いきなり 現在の “高さ制限” を取っ払い 180m 36階 OKの再開発推進塔 の先駆けとなれば ビルオーナーは 我も我もと高さ=収益性 を求め現在ある 落ち着いた青山の景観（武井区長が尽力された美しい青山通の街並み、既にブルツクスアラザース や ピーコック、ベルモゼンスはありませんが、ストリートの幅に釣り合う 高さ というものがありました。フロニエ・イチャウ・アオギリに並木も然り）それらが壊され、未だ十分使用に耐える 築年数の浅いビルまで スクランツ&ビルド のドミニに曝されませんか？ 経済界・建築関連業界など 一部の目先の利益のために行われる スクランツ もビルド も大変 地球環境にはマイナスです。SDGs 1 持続可能な世界の実現 小池知事はじめ 何方も否定なさらないと思います。オリンピックが終わり やれやれ落ちて静かに暮らせろと思っていた矢先です。その後はご周知の コロナ、ウクライナ問題と 全く予測不能な時代の到来、増して地球温暖化問題は待ったなしです。この所の 急激な世界情勢の変化と円安で 甘すぎる予測は見直すべきです。	「北青山三丁目地区まちづくりプロジェクト」（平成26年12月 東京都、「まちづくりプロジェクト」の事業実施方針）（平成28年1月 東京都）及び「北青山3丁目地区（沿道一体型開発区域）基本計画」（令和2年4月 東京都）において、都府地の活用方針が示れております。計画地は旧都営青山北町アパートを含む区域であり、文化・流行の発信に寄与する地域の拠点整備や、建物を集約・共同化し高度利用を図ること等が方針として謳われています。
この 北青山三丁目都営団地につきましては近くに 都営高層住宅A1棟を建てられましたので 取り敢えず 東京都の公園になされるのが 地域の防災、安全と景観上からも 最もよいしいかと存じます。	港区に於かれましても 必ずしも収収アツアツに つながらず 一時的な話題性は否定しませんが 同じ様な プロジェクトランジュで 東京中似たような街だらけで 共喰い状態の果て 埋没するというリスクを抱えます。	青山通り沿いのビル群は 2004年度グッドデザイン賞を獲得されたボルボビル等まだまだ活躍して頂き UR北青山三丁目住宅は 来年で 築60年とみですが 外見的には あと20年は持ちます。	また、港区は、「青山通り周辺地区まちづくりガイドライン」（平成27年10月 港区）において、計画地が位置する表参道駅周辺エリアのまちづくりの方向性を「にぎわい・文化施設等の機能集積、防災性を向上する魅力あるオーブンスペースやまとまりある緑の確保により、エリアの拠点となる複合市街地を形成する」としています。
【具体的提案】			
この 北青山三丁目都営団地につきましては近くに 都営高層住宅A1棟を建てられましたので 取り敢えず 東京都の公園になされるのが 地域の防災、安全と景観上からも 最もよいしいかと存じます。			
港区に於かれましても 必ずしも収収アツアツに つながらず 一時的な話題性は否定しませんが 同じ様な プロジェクトランジュで 東京中似たような街だらけで 共喰い状態の果て 埋没するというリスクを抱えます。			
青山通り沿いのビル群は 2004年度グッドデザイン賞を獲得されたボルボビル等まだまだ活躍して頂き UR北青山三丁目住宅は 来年で 築60年とみですが 外見的には あと20年は持ちます。			

表2(7) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

事業計画全般（つづき）	
項目	意見の内容
前頁参照	事業者の見解
	既に賃借人を（下層階の店舗は来年末）出されて居られるなら 同規模 或いは 同敷地内に18階程度（現在の高さ制限60m以内）テナント・オフィスビル等 建て直されたらよいかと存じます。その中に かつて東急ストア が入っていた様に スーパーがあれば 何もそんなリスキーな36階を建てなくてもコト足ります。 従って 現在の“高さ制限を外す”必要性は全くありません。
	当家と致しましては まったく不本意な 理不尽極まる 開発事業計画でございます。殊に秋冬の日影の雪は B1棟のみならず A1、A2棟と続いて行くのです。 風害、空気汚染も懸念されますし 何より母の代から親しんだ 景観ががらりと変わり夜ごと楽しんで居りました 月星の天空ショーも見られなくなります。 代わりに 巨大ビルから 見降ろされ プライバシー懸念を余儀なくされるかと思うと堪りません。おまけに この事業のお蔭で 路線価が上がり 固定資産税、相続税が上がったらどうしたらよいですか？ 絶対に上げないと 確約書 お願いいたします。こんな踏んだり蹴ったりの開発事業は 即刻止めて 今ある景観と豊かさを 孫子の代まで繋げ 音で参りましょう。マロニエ 梧桐 イチョウ並木大切に。 危なっかしい ガラスの巨塔 より 自然公園を！ 現在残っている 都営住宅とその庭には 藁藁断腸 カタツムリ等々 正に自然の生物多様性が 存在すると思われれます。開発 破壊で 危ぶまれます。 小池さん 武井区長 長谷部区長 よろしくお願ひいたします。

事業段階関係区長の意見書及び事業者の見解

表3(1) 港区長からの意見及び事業者の見解の概要

総論	
項目	事業者の見解
意見の内容	環境影響評価書の作成にあたっては、内容及び表現等を工夫し、一般の方々が一層理解しやすいものとなるよう努めます。
環境影響評価書を作成する際は、調査方法、評価基準等について、内容や表現をさらに工夫し、本計画が周辺の生活環境にどのような影響を与え、どのように配慮するのかを誰もが理解しやすいように示してください。	今後とも、計画地周辺の住民及び関係者等の意見や要望を聞きながら真摯に対応します。 また、今後、港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱や港区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例に基づく説明会を実施するとともに、工事内容や作業予定の掲示を行う等、計画地周辺の住民への情報提供に努めます。 さらに、工事に関するお問い合わせに対して、相談受付の窓口を設置します。
計画地周辺の住民及び関係者に対して、計画や工事に関する情報提供を適切に行い、意見・要望等があった場合には、真摯に対応してください。	撤去建造物については、今後、「石綿障害予防規則」、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散防止対策徹底マニュアル」、「港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱」に従い、解体工事着手前に石綿含有建材の使用状況を調査し、使用が確認された場合は、関係法令に従い適切に処分します。
項目	事業者の見解
意見の内容	「大気汚染防止法」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」等の法令を遵守し、各手続き、アスベスト等の飛散防止対策及び廃棄物処理を適切に行ってください。
工程計画や工事方法、建設機械等を決定する際は、計画地周辺の住民及び関係者の生活環境（大気汚染、騒音、振動等）を十分に考慮し、影響が極力小さくなるように努めてください。	工程計画や工事方法は事前に十分に検討するとともに、工事使用する建設機械は、最新の排出ガス対策型建設機械や低騒音型建設機械の使用、低振動な施工方法の採用に努め、良質な燃料を使用することにより、アイドリソングストッブを厳守することにより、大気汚染及び騒音・振動の低減に努めます。 また、必要に応じて散水の実施、粉じん飛散防止ネットの設置等、粉じんの飛散防止対策を講じます。 なお、上記の建設機械の稼働に伴う大気汚染及び騒音・振動については、事後調査により確認してまいります。

表3(2) 港区長からの意見及び事業者の見解の概要

項 目		事業者の見解
意見の内容		
騒音・振動		
「騒音規制法」、「振動規制法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の基準を遵守した上で、建設機械の1日の稼働時間や建設機械の同時稼働台数等にも気を配り、計画地周辺の住民及び関係者への影響が極力小さくなるように努めてください。		工事の実施に当たっては、騒音、振動による影響低減のため、仮囲い（3.0m）を設置するとともに、工事手順及び工程の検討・調整により建設機械が集中稼働しないように稼働台数を平準化し、建設機械の効率的稼働に努めます。 また、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12年12月 東京都条例第215号）（以下「環境確保条例」という。）で定める指定建設作業及び「騒音規制法」（昭和43年6月 法律第98号）、「振動規制法」（昭和51年6月 法律第64号）で定める特定建設作業については1日10時間以内の作業時間とします。
地盤・水循環		
地盤や地下水位の変化をモニタリングする際には、変化が起こる可能性が高い効果的な地点を選定してください。		工事中の地盤面レベルの事後調査地点については掘削範囲を勘案し、計画地の周囲に測定点を設置します。 地下水位の事後調査地点については、計画地周辺の地下水位は北西から南東方向に流れていると推測されることから、その上流側と下流側に測定点を設置する予定です。 工事の施行中に地盤の変異及び地下水位の低下が確認された場合には、工事の内容、地下水位の変動及び降雨状況等を踏まえ、その原因を究明します。地下水位の低下が工事に起因すると判断された場合には、速やかに対応策を講じます。
モニタリングにより、地盤や地下水位に著しい変化が見られた場合には、必要に応じて工事を中断し、安全性の確保及び原因の究明を速やかに行い、適切に対処してください。		
項 目	意見の内容	事業者の見解
	日影	
A-1地区、A-2地区の超高層建築物と並んで建っている状況を踏まえて、実施設計を進めていく中で、日影の影響がさらに小さくなるように努めてください。		日影については、B-1棟を隣接市街地に対して十分な離隔を確保し、周辺市街地への影響を低減するとともに、計画地の西側に大規模広場（緑地）を整備します。 また、計画建築物のB-1棟を南北方向に隅切りを行い、周辺へ配慮した計画とします。 今後の詳細設計においても、日影の影響にも配慮した検討を進めてまいります。

表3(3) 港区長からの意見及び事業者の見解の概要

項 目		事業者の見解
意見の内容		
電波障害		
計画建築物等により電波障害が生じる場合には、障害内容と具体的な対策等について、速やかに電波障害を受ける人に情報を提供してください。		計画建築物によるテレビ電波障害が発生した場合には、ケーブルテレビの活用等の適切な電波受信障害対策を講じる予定です。
相談窓口を明確にし、迅速かつ丁寧に対応してください。		テレビ電波障害に関する住民からの問い合わせに対して、相談受付の窓口を設置し、迅速かつ丁寧に対応いたします。 また、計画建築物の地上躯体が建ち上がることに伴い生じる遮へい障害についても、工事の進捗に応じて障害発生前にケーブルテレビの活用等の適切な電波受信障害対策を講じるとともに、ケーブルテレビの非使用時には、ケーブルのケーブルを電波到来方向と平行に向け、電波障害の発生を極力防止するように配慮します。

表3(4) 港区長からの意見及び事業者の見解の概要

風環境	
項 目	意見の内容
意見の内容	敷地周辺の歩道等を通行する者の安全が確保されるときにも、敷地内の広場・緑地の利用者が快適に過ごし憩えるよう、十分な風対策を着実に行之い、可能な限りビル風の低減に努めてください。
事業者の見解	風環境については、計画建築物のB-1棟を南北方向に隅切りを行い、風の流れに配慮するとともに、B-1棟の周囲に低層部を配置し、吹きおろしの風を防ぐよう配慮した計画とします。防風植栽（常緑樹）の設置も含め、環境影響評価書案に記載した防風対策を確実に行っています。また、計画地内の植栽については、緑化計画として、常緑樹または落葉樹の中高木の植栽を整備する予定です。
防風植栽	風環境については、計画建築物のB-1棟を南北方向に隅切りを行い、風の流れに配慮するとともに、B-1棟の周囲に低層部を配置し、吹きおろしの風を防ぐよう配慮した計画とします。防風植栽（常緑樹）の設置も含め、環境影響評価書案に記載した防風対策を確実に行っています。また、計画地内の植栽については、緑化計画として、常緑樹または落葉樹の中高木の植栽を整備する予定です。 なお、供用後に風環境の事後調査を行い、その結果が評価書の予測結果を上回った場合には、「港区ビル風対策要綱」に基づき追加の対策を検討し実施します。
防風植栽について	防風植栽は十分に生長した木とし、十分な根入れ深さの確保や樹木支柱により倒木等を防ぐ措置を講じます。 また、防風植栽の効果が十分に得られるよう、「港区ビル風対策要綱」に基づく防風植栽の適切な維持管理を行うとともに、樹木の生育状況等を確認してまいります。
工事期間中の風の測定等について	工事期間中の風環境については仮囲いの配置等に配慮するとともに、計画地周辺の住民など皆様からのご意見、ご要望については、真摯に対応します。
建設後、事後調査を行い、予測結果を上回る風環境であった場合には、確実に追加の対策を講じてください。	供用後に風環境の事後調査を行い、その結果が評価書の予測結果を上回った場合には、「港区ビル風対策要綱」に基づき追加の対策を検討し実施します。

表3(5) 港区長からの意見及び事業者の見解の概要

景観	
項 目	意見の内容
意見の内容	本計画地は、「港区景観計画」において、青山通り周辺景観形成特別地区に指定されています。「東京都景観条例」及び「港区景観条例」に基づき協議・相談に真摯に対応し、この地域一帯の景観がより一層良好なものとなるように努めてください。
事業者の見解	景観については引き続き、港区及び東京都の関係部署と協議を継続してまいります。計画建築物の色彩は、「東京都景観条例」に基づく大規模建築物等の建築等に係る景観形成基準、「東京都景観色彩ガイドライン」及び「港区景観計画」に適合するとともに、周辺の建築物との調和のとれたものとする計画です。また、計画地及びその周辺には、高木等、歩行者動線とも連携した緑化を行い、周辺市街地との緩衝空間としても有効な大規模広場（緑地）を配置することで、計画建築物による圧迫感の低減に努める計画です。
史跡・文化財	
項 目	意見の内容
意見の内容	埋蔵文化財の確認調査については、調査方法、範囲について十分に区と協議してから実施するようにしてください。
事業者の見解	現状の計画地内には、既存建築物が立地しているため、それらの建築物の解体工事と並行して埋蔵文化財の確認調査を行う予定です。調査の方法・範囲については、解体工事を行う前に港区教育委員会と協議したうえで確定し、実施します。
埋蔵文化財が確認された場合には、「文化財保護法」に基づき適切に対応してください。	工事の施行中に埋蔵文化財の存在が確認された場合は、東京都教育委員会、港区教育委員会へ速滞なく報告し、「文化財保護法」に基づき適正に対処します。
項 目	意見の内容
意見の内容	建設廃棄物の分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不要物の減量等を図ります。再利用できないものは、運搬・処分許可を得た再資源化可能な業者に委託して再資源化を行い、その状況はモニタリングにより確認します。
事業者の見解	廃棄物による火災や落下事故等が発生しないよう、廃棄物の一時保管から運搬まで丁寧に作業するように施工者に指導してまいります。
廃棄物の一時保管から運搬まで丁寧に作業し、廃棄物による火災や運搬中の廃棄物落下等の事故が発生しないように注意してください。	

表3(6) 港区長からの意見及び事業者の見解の概要

項目		意見の内容	事業者の見解
		「港区建築物低炭素促進制度」に基づき、建築物のエネルギー使用の合理化に関する措置及び建築物のヒートアイランド現象の緩和に関する措置を講じてください。	本事業では、計画建築物を敷地境界から極力セットバックすることにより十分な隣接関係を確保し風の流れに配慮するとともに、日射抑制等による熱負荷の低減に配慮した外装計画とします。 省エネ型設備の導入や設備システムの省エネルギー化を図り、エネルギー使用の合理化に努めます。また、大規模広場（緑地）の創出など緑化の推進を図り、ヒートアイランド現象の抑制を目指す計画です。
		可能な限り太陽光発電システム等の創エネルギー機器の導入に努めてください。	本事業では、太陽光発電等の自然エネルギーの利用についても積極的に取り組む計画です。
		工事期間中を含め、計画建物においては、再生可能エネルギー由来の電力の使用に努めるとともに、より高い再生可能エネルギー割合の確保に努めてください。	工事期間中、供用開始後ともに、再生可能エネルギー由来の電力利用に努めるようにします。
		可能な限り建築物の省エネルギー性能を高め、ZEBの水準の達成を検討してください。	計画建築物の PML*（年間熱負荷係数）は、建物全体で基準値に対する削減割合を10%達成とし、さらにそれ以上を目標とする計画です。 ERR（エネルギー利用の低減率）は、建物全体で20%達成とし、さらにそれ以上を目標とする計画です。 上記の省エネルギー性能について、今後さらに詳細な検討を行い、上記の目標値以上となるよう目指します。
		「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」に基づき、港区と協定を締結した自治体から産出される協定木材等の国産材の使用に努めてください。	「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」に基づき国産木材使用計画書を提出し、港区と協定を締結した自治体から生産される協定木材等の国産材を使用することに努めます。
項目	意見の内容	その他	
		事業者の見解	
		周辺の交通渋滞や放置自転車の解消、二酸化炭素排出量削減に寄与するため、敷地内に自転車シェアリングのサイクルポートや公共的に利用できる自転車駐車場の設置を検討してください。	自転車駐輪場・シェアリングポートの設置を検討しております。今後も、関係機関と協議を行い、継続検討を行います。
		計画地は、保育園や児童館などの子どもが利用する施設が近接しています。工事中及び供用後の交通安全対策を徹底してください。	工事の施行中においては工事用車両の走行ルート の限定、安全走行等により周辺への安全に配慮するとともに、工事用車両出入口付近等には交通整理員を配置します。 工事の完了後については、A 地区と B 地区の車両を集約することにより車両動線を限定し、周辺への安全確保に努めます。

●東京都告示第千二百十九号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。）第五十八条第一項の規定に基づき、日本橋一丁目東地区第一種市街地再開発事業について、環境影響評価書及びその概要の提出があったので、条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年九月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

日本橋一丁目東地区市街地再開発準備組合

理事長 木村 平右衛門

中央区日本橋一丁目十七番十号

二 対象事業の名称及び種類

日本橋一丁目東地区第一種市街地再開発事業

高層建築物の設置

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、中央区日本橋一丁目、日本橋本町一丁目、日本橋小網町の各一部に位置し、A街区及びB街区に高層建築物を新築し、業務、住宅等の複合施設を、C、D、E街区に公共・公益等を整備するものであり、計画地は、条例第四十条第四項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」（特定の地域）に位置している。

四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境、景観及び史跡・文化財について評価を行い、そ

の結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧

(一) 期間

令和四年九月六日から同月二十日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 中央区環境土木部環境課

中央区築地一丁目一番一号 中央区役所七階

イ 千代田区環境まちづくり部環境政策課

千代田区九段南一丁目二番一号

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

別記（原文のまま記載）

環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、「東京都環境影響評価条例施行規則」に定める環境影響評価の項目を対象に、現況調査を行い、地域の特性及び事業計画の内容を勘案して、予測・評価を行った。

環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(6)に示すとおりである。

なお、計画地は、「東京都環境影響評価条例」第40条第4項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」（特定の地域）であり、同施行規則第52条に規定する事業（高層建築物の設置）を実施することから、同条例第9条の規定に係わらず、同施行規則第54条に定める環境影響評価の項目から選定し、東京都環境影響評価技術指針に基づき調査等を行った。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
①工事の施行中 〔建設機械の稼働〕	二酸化窒素については、建設機械の稼働による汚染物質排出量が最大となる時期における、バックグラウンド濃度に建設機械の稼働による濃度を加えた工事の施行中の将来濃度(日平均値の年間98%値)は最大0.076ppmであり、評価の指標とした「二酸化窒素に係る環境基準について」の環境基準値(0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下)を上回り、建設機械の稼働による濃度が工事の施行中の将来濃度(年平均値)に占める割合(寄与率)は39.3%である。 また、浮遊粒子状物質については、建設機械の稼働による汚染物質排出量が最大となる時期における、バックグラウンド濃度に建設機械の稼働による濃度を加えた工事の施行中の将来濃度(日平均値の2%除外値)は最大0.055mg/m ³ であり、評価の指標とした「大気の汚染に係る環境基準について」の環境基準値(0.10mg/m ³ 以下)を下回り、建設機械の稼働による濃度が工事の施行中の将来濃度(年平均値)に占める割合(寄与率)は34.1%である。 なお、工事の実施に際しては、事前に施工計画の詳細検討を行い、その結果を工事作業計画に反映させ、建設機械の稼働台数の低減及び建設機械の集中稼働を避けるなど効果的な稼働に努めるとともに、最新の排出ガス対策型建設機械の採用等の環境保全のための措置を講じること、影響の低減に努める。 以上のことから、予測結果のうち、二酸化窒素は評価の指標とした環境基準値を上回るが、浮遊粒子状物質は環境基準値を下回り、上記のような環境保全のための措置を講じること、影響の低減が図られると考える。
1. 大気汚染	〔工事用車両の走行〕 二酸化窒素については、工事用車両の走行が最大となる時期における、バックグラウンド濃度に工事用車両の走行による濃度を加えた工事の施行中の将来濃度(日平均値の年間98%値)は一般幹線道路で0.055～0.056ppm、支線・細街路で0.054ppmであり、評価の指標とした「二酸化窒素に係る環境基準について」の環境基準値(0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下)内におさまり、工事用車両の走行による濃度が工事の施行中の将来濃度(年平均値)に占める割合(寄与率)は一般幹線道路で0.1%～0.2%、支線・細街路で0.1%未満～0.1%である。 また、浮遊粒子状物質については、工事用車両の走行が最大となる時期における、バックグラウンド濃度に工事用車両の走行による濃度を加えた工事の施行中の将来濃度(日平均値の2%除外値)は一般幹線道路、支線・細街路ともに0.039mg/m ³ であり、評価の指標とした「大気の汚染に係る環境基準について」の環境基準値(0.10mg/m ³ 以下)を下回り、工事用車両の走行による濃度が工事の施行中の将来濃度(年平均値)に占める割合(寄与率)は一般幹線道路、支線・細街路ともに0.1%未満である。 なお、工事の実施に際しては、可能な限り最新排出ガス規制適合車を使用するとともに、工事用車両の適切な運行管理により車両の集中化を避ける等の環境保全のための措置を講じること、更なる影響の低減に努める。 以上のことから、予測結果は評価の指標とした環境基準値内におさまるか下回るとともに、工事用車両による寄与率は小さく、上記のような環境保全のための措置を講じること、更なる影響の低減が図られると考える。

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
②工事の完了後 〔関連車両*の走行〕	二酸化窒素については、関連車両の走行が最大となる時期における、バックグラウンド濃度に関連車両の走行による濃度を加えた工事の完了後の将来濃度(日平均値の年間98%値)は一般幹線道路で0.055～0.056ppm、支線・細街路で0.054ppmであり、評価の指標とした「二酸化窒素に係る環境基準について」の環境基準値(0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下)内におさまる。また、浮遊粒子状物質については、関連車両の走行が最大となる時期における、バックグラウンド濃度に関連車両の走行による濃度を加えた工事の完了後の将来濃度(日平均値の2%除外値)は一般幹線道路、支線・細街路ともに0.039mg/m ³ であり、評価の指標とした「大気の汚染に係る環境基準について」の環境基準値(0.10mg/m ³ 以下)を下回り、関連車両の走行による濃度が工事の完了後の将来濃度(年平均値)に占める割合(寄与率)は一般幹線道路、支線・細街路ともに0.1%未満～0.1%である。 以上のことから、予測結果は評価の指標とした環境基準値内におさまるか下回るとともに、関連車両による寄与率は小さいと考える。 〔地下駐車場の供用〕 二酸化窒素については、工事の完了後で施設の事業活動が通常の状態に達した時点における、バックグラウンド濃度に地下駐車場の供用に伴う濃度を加えた工事の完了後の将来濃度(日平均値の年間98%値)は最大で0.053ppmであり、評価の指標とした「二酸化窒素に係る環境基準について」の環境基準値(0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下)内におさまる。また、浮遊粒子状物質については、工事の完了後で施設の事業活動が通常の状態に達した時点における、バックグラウンド濃度に地下駐車場の供用に伴う濃度を加えた工事の完了後の将来濃度(日平均値の2%除外値)は最大で0.039mg/m ³ であり、評価の指標とした「大気の汚染に係る環境基準について」の環境基準値(0.10mg/m ³ 以下)を下回り、地下駐車場の供用に伴う工事の完了後の将来濃度(年平均値)に占める割合(寄与率)は0.1%未満である。 なお、駐車場内等におけるアイドリングストップの励行等の環境保全のための措置を講じること、更なる影響の低減に努める。 以上のことから、予測結果は評価の指標とした環境基準値内におさまるか下回るとともに、地下駐車場の供用に伴う寄与率は小さく、上記のような環境保全のための措置を講じること、更なる影響の低減が図られると考える。 〔熱源施設の稼働〕 工事の完了後で施設の事業活動が通常の状態に達した時点における、バックグラウンド濃度に熱源施設の稼働に伴う濃度を加えた二酸化窒素の工事の完了後の将来濃度(日平均値の年間98%値)は最大で0.053ppmであり、評価の指標とした「二酸化窒素に係る環境基準について」の環境基準値(0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下)内におさまる。また、熱源施設の稼働に伴う工事の完了後の将来濃度(年平均値)に占める割合(寄与率)は0.1%未満である。 以上のことから、予測結果は評価の指標とした環境基準値内におさまるとともに、熱源施設の稼働に伴う寄与率は小さいと考える。

※：関連車両＝工事の完了後(供用後)に、本事業により増加する車両(交通量)

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
①工事の施行中 (建設機械の稼働)	騒音については、建設機械の稼働に伴う影響が最大になると予測される時期における工事区域敷地境界の最大騒音レベルは、解体工事期間で76dB、新築工事期間で76dBであり、評価の指標とした「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」の基準値(85dB以下)を下回る。 なお、工事の実施に際しては、建設機械が1ヶ所で集中稼働することがないよう計画するなど、環境保全のための措置を講じること、建設機械の稼働による騒音の低減に努める。 以上のことから、予測結果は評価の指標とした規制基準値を下回り、さらに上記のような環境保全のための措置を講じること、建設機械の稼働に伴う騒音の影響の低減が図られると考える。 振動については、建設機械の稼働に伴う影響が最大になると予測される時期における工事区域敷地境界の最大振動レベルは、解体工事期間で75dB、新築工事期間で75dBであり、評価の指標とした「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準」の基準値(75dB以下)を下回る。 なお、工事の実施に際しては、建設機械が1ヶ所で集中稼働することがないよう計画するなど、環境保全のための措置を講じること、建設機械の稼働による振動の低減に努める。 以上のことから、予測結果は評価の指標とした規制基準値を下回り、さらに上記のような環境保全のための措置を講じること、建設機械の稼働に伴う振動の影響の低減が図られると考える。 2. 騒音・振動 (工事用車両の走行) 騒音については、工事用車両の走行台数が最大になる時期において、工事用車両が走行する時間(6～19時)を含む昼間(6～22時)の道路端の騒音レベルは65～71dBであり、一部の地点で評価の指標とした「騒音に係る環境基準」の基準値を上回るが、この地点の工事用車両による増加騒音レベルは1dB以下(0.2dB以下)である。その他の地点は基準値を下回り、工事用車両による増加騒音レベルは1dB未満(0.2dB以下)である。 なお、工事の実施に際しては、工事用車両の適切な運行管理により車両の集中化を避ける等の環境保全のための措置を講じること、更なる影響の低減に努める。 以上のことから、予測結果は評価の指標とした環境基準値を上回る地点もあるが、工事用車両による増加騒音レベルは1dB以下(0.2dB以下)と小さく、上記のような環境保全のための措置を講じること、更なる影響の低減が図られると考える。 振動については、工事用車両の走行が最大となる時期において、工事用車両が走行する時間(6～19時：昼間[8～19時]、夜間[6～8時])の道路端の最大振動レベルは昼間が30～51dB、夜間が30～48dBであり、評価の指標とした「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づく「日常生活等に適用する規制基準」の基準値(昼間65dB以下、夜間60dB以下〔第二種区域〕)を下回る。また、工事用車両による増加振動レベルは、1dB以下である。 なお、工事の実施に際しては、工事用車両の適切な運行管理により車両の集中化を避ける等の環境保全のための措置を講じること、更なる影響の低減に努める。 以上のことから、予測結果は評価の指標とした規制基準値を下回るとともに、工事用車両による増加振動レベルは小さく、上記のような環境保全のための措置を講じること、更なる影響の低減が図られると考える。

表1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
①工事の完了後 3. 日影	計画地及び計画地周辺地域の大部分は日影規制の規制対象区域外(商業地域)であり、A、B街区の計画地西側敷地境界から約1,300m以遠の第一種住居地域及び計画地東側敷地境界から約1,400m以遠の準工業地域及び第一種住居地域が規制対象区域となっている。 計画建物による冬至日における日影は、この規制対象区域には生じない。 以上のことから、予測結果は評価の指標とした「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める日影規制を満足すると考える。
4. 電波障害	①工事の完了後 計画建物の設置により、地上デジタル放送については計画地の南西方向の一部の地域において遮へい障害が、衛星放送については計画地の北北東～北東方向の一部の地域において遮へい障害が生じると予測されるが、計画建物の起因して新たな電波障害が発生した場合には、「高層建築物による受信障害解消についての指導要領」(郵政省電波監理局長通達)に基づき、適切な障害対策(アンテナ設備の改善、CATVの導入、共同受信施設の導入等)を講じる。また、電波障害の発生が予測される地域以外において、計画建物に起因して新たな電波障害が発生した場合には、適切な障害対策を講じる。 以上のことから、予測結果は評価の指標とした「テレビ電波の受信障害を起さないこと」を満足すると考える。
5. 風環境	①工事の完了後 防風対策を考慮した場合、計画建物の建設による計画地周辺地域の風環境は、建設前と比較すると領域の変化は見られるが、すべて中高層市街地相当(オファス街で見られる風環境)の領域Cにおさまっており、強風地域相当(好ましくない風環境)の領域Dの出現はない。 以上のことから、計画地周辺の土地利用は中高層市街地相当であり、計画建物の建設により風環境の変化はあるものの、防風植栽等を適切に配置することで、すべての地点において領域Cにおさまるため、予測結果は評価の指標とした「風工学研究所の提案による風環境評価指標」に示されている風環境の領域区分に対応していると考ええる。 (風環境評価指標の領域区分) 領域A：住宅地相当(住宅地で見られる風環境) 領域B：低中層市街地相当(領域Aと領域Cの中間的な街区で見られる風環境) 領域C：中高層市街地相当(オファス街で見られる風環境) 領域D：強風地域相当(好ましくない風環境)

表1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
6. 景観	①工事の完了後 〔主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度〕 計画地周辺の主要な景観構成要素は、中高層～高層建築物、道路、橋、河川、首都高速の高架道路等であり、計画建物の建設により、景観構成要素を大きく変化させることはないと考える。 本事業のA,B街区では、主要用途として業務・商業・カンファレンス・住宅・サービスアパートメント・生活支援施設等を整備する計画であることから、業務・商業・生活支援機能等が調和した魅力ある複合機能集積地の形成に寄与すると考える。 この複合機能を備えた本計画建物は、日本橋川沿いの周辺開発事業の建築物群との調和を図りながら、日本橋・東京駅周辺地域全体のまとまりあるスカイラインを形成すると考える。 建物計画にあたっては、周辺建物と調和した一体感のある沿道景観の形成を図るために、歴史的建造物等の日本橋ダイヤビルディングなどの基壇部表情線の高さの連続性に配慮する。計画地内において、昭和通りと永代通りの交差点付近には、地上・地下を繋ぐ結節空間となるアトリウムを、昭和通りと区道291号線の交差点付近には、日本橋川への起点となり、また兜町との人の流れを繋ぐ広場空間を設ける。また、昭和通りや広場空間に面した低層部には、主に商業用途の機能を配置することで、永代通りや兜町方面から日本橋川へ続く街並みにおける連続的な賑わい景観の形成を図る。この連続的な賑わい景観の形成にあわせて、周辺市街地を繋ぐ回遊性のある歩行者動線ネットワークを整備するとともに、計画地内沿道や広場空間内の地上部には連続性に配慮した中高木等の植栽配置や、低層部における緑化を施し、日本橋川への魅力的なアプローチ空間形成を図る。 これらにより、周辺市街地と調和し、歴史と文化を生かしたうるおいと風格ある街並み形成に寄与すると考える。 日本橋川沿いに面するC、D、E街区には、公共・公益施設とともに、川沿いの憩いの場となる緑化された広場空間を整備する。人形町・浜町方面の市街地から日本橋川方面への視線を塞いでいた既存の中高層建築物群の撤去に伴い、川沿いの開放感ある空間が創出されることで、日本橋川沿いの賑わいや回遊性を高める川沿い景観の形成に寄与すると考える。 以上のことから、予測結果は評価の指標とした「歴史と文化を生かしたうるおいと風格ある街並み形成しつつ、複合機能が調和した魅力ある複合機能集積地の形成」、「日本橋・東京駅周辺地域全体としてのまとまりのあるスカイラインの形成」、「周辺市街地との調和による風格ある通り景観の形成」、「日本橋川沿いの賑わいや回遊性を高める川沿い景観の形成」を満足すると考える。 〔代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度〕 近景域及び中景域の眺望地点からは、計画建物が周辺地域の新たな高層建築物として視認され、大手町二丁目常盤橋地区や日本橋一丁目中地区等とスカイラインを形成するなど、周辺開発事業の建築物とともに、周辺の既存建築物と一体となって、東京都心としての高度利用が進んだ都市的景観が形成されると考える。 遠景域の眺望地点からは、計画建物は見えないため、計画建物による眺望の変化はほとんどないと考ええる。 以上のことから、予測結果は評価の指標とした「日本橋・東京駅周辺地域全体としてのまとまりのあるスカイラインの形成」を満足すると考える。

表1(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
6. 景観	〔圧迫感の変化の程度〕 工事の完了後の形態率は約46.9～約76.9%であり、現状の形態率からの変化量は約6.8～約29.7ポイントと予測する。また、計画地内における建物の形態率の変化量(既存建築物から計画建物への変化)は、約-1.9～約21.7ポイントと予測する。 本事業において、計画建物の壁面は、単調とならないよう意匠上の分節化により視覚的な変化をつける、地上部には連続性に配慮した中高木等の植栽配置や、低層部における緑化を施す等の環境保全のための措置を実施することで、圧迫感の低減が図られると考える。 以上のことから、予測結果は評価の指標とした「圧迫感の低減を図ること」を満足すると考える。
7. 史跡・文化財	①工事の施行中 〔計画地内の文化財の現状変更の程度又は周辺地域の文化財の損傷等の程度〕 計画地内に周知の埋蔵文化財包蔵地の存在はなく、計画地内の中央区登録文化財の「郵便発祥の地」の胸像、「海運橋親柱」は、必要に応じて地下構造等を確認の上、所在場所を変更するなど適切に保存することから、計画地内の文化財の保存に影響を及ぼすおそれはないと考える。 また、計画地周辺の中央区指定文化財の「日本橋野村ビルディング旧館」、東京都指定文化財の「名水白木屋の井戸」、中央区登録文化財の「小網神社社殿」等に対して、本事業の実施により直接改変することはない。これらの指定文化財等は計画地敷地境界から約80m以上離れているため影響はないと考えるが、本事業の工事による影響が及ぶことがないよう、敷地境界(工事区域)の外周部に仮囲いを設置するとともに、計画建物外周部には山留壁(SMW等)を構築し、掘削に伴う周辺地盤の変形及び地盤沈下の抑制を図ることから、計画地周辺の文化財の保存に影響を及ぼすおそれはないと考える。 以上のことから、予測結果は評価の指標とした「文化財等の保存及び管理に支障が生じないこと」を満足すると考える。 ②工事の完了後 〔文化財の周辺の環境の変化の程度〕 計画地周辺には、中央区指定文化財の「日本橋野村ビルディング旧館」、東京都指定文化財の「名水白木屋の井戸」、中央区登録文化財の「小網神社社殿」のほか、国指定文化財の「日本橋」等があるが、日影については、文化財が人工的な構造物であることから、日影時間の変化により影響を及ぼすことはないと考ええる。また風環境については、それぞれの文化財が位置する周辺の風環境評価結果が本事業の建設前と同じであることから、本事業の実施により著しい影響を及ぼすことはないと考ええる。 以上のことから、予測結果は評価の指標とした「文化財等の保存及び管理に支障が生じないこと」を満足すると考える。

別圖

都道王子金町市川線区域変更略図
葛飾区水元四丁目～東水元三丁目

●東京都告示第千二百二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年九月六日から起算して二週間

東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和四年九月六日

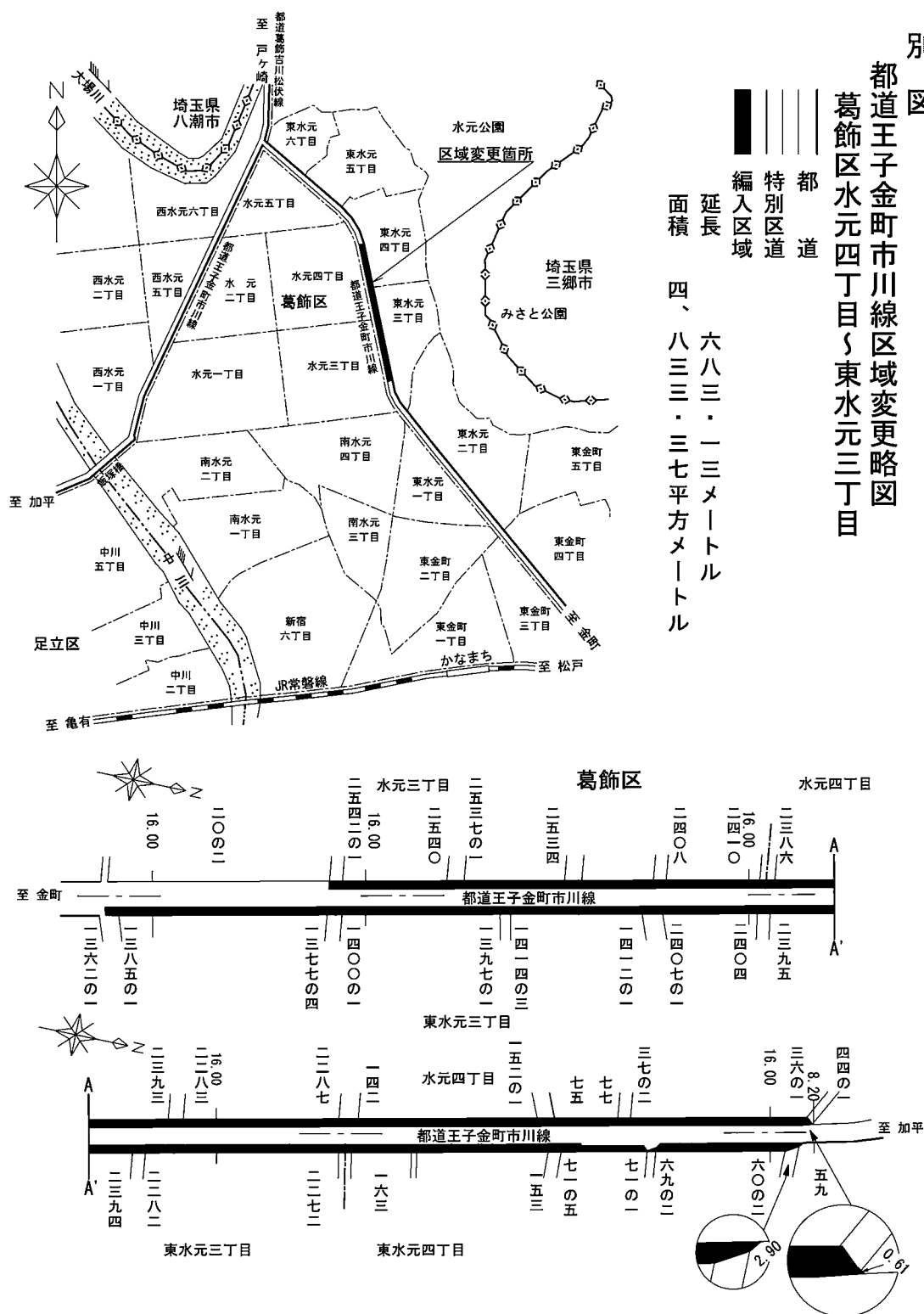
小池百合子

三 変更の概要

区東水元三丁目千三百六十二番一地先ま
で
別図表示のとおり

都
道
特別区
編入区域

延長 六八三・一メートル
面積 四、八三三・三七平方メートル



公 告

市街地再開発組合の理事長の就任について

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八
条第一項の規定により赤坂七丁目2番地区市街地再開発組
合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があつた
ので、同条第二項の規定により公告する。

令和四年九月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 氏名

澤 孝一郎

二 住所

港区赤坂七丁目五番十二号

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

令和四年九月六日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
住所及び氏名

あきる野市引田字楓ヶ原三百
五十二番一
練馬区石神井町二丁目二十
六番十一号

一建設株式会社

代表取締役 堀口 忠美

立川市幸町四丁目三十六番一、立川市幸町一丁目二十一番
同番三、同番五、同番十から 地一
同番二十三まで、四十一番四、株式会社アステイーク

同番十二及び同番五十五から
同番五十九まで（第二工区）
稲城市大字押立字上関六百三
十九番一
代表取締役 宮谷 祐介
西東京市東伏見三丁目八番
十三号
ティーアラウンド株式会社
代表取締役 大橋 博範

西東京市栄町二丁目千四百二
十七番三、千四百三十番、千
四百三十一番一、千四百三十
二番一及び同番二の各一部並
びに同番三
有限会社マサル商事
取締役 柏木 勝

東久留米市南沢二丁目二十五
番四、同番四地先、同番五及
び三十四番二
東久留米市南沢二丁目十七
番十一号
篠宮 吉一

清瀬市中里三丁目九百七十六
番二及び九百七十七番三の各
一部（第二工区）
西東京市東伏見三丁目六番
十九号
タクトホーム株式会社
代表取締役 小寺 一裕

調布市若葉町一丁目三十五番
十一及び同番二十四
立川市高松町一丁目三十番
十一号
株式会社ノーヴァ・アソシ
エイツ
代表取締役 濱中 敏之

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下
「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店
舗の変更について届出があつたので、同条第三項において
準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう
とする者は、意見の内容を記載した書面に「（一）氏名（団体

にあつては団体名及びその代表者の氏名）（二）住所（団体に
あつては所在地）（三）意見を述べる理由」を記載した書面を
添えて、令和四年九月六日から四月以内に東京都産業労働
局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
に到着するよう提出してください。

令和四年九月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名

二 店舗所在地

三 設置者名

四 設置者住所

五 変更前の小売業者
の氏名又は名称

六 変更後の小売業者
の氏名又は名称

七 変更日

八 届出日

九 縦覧場所

十 縦覧期間

十一 縦覧時間

一 店舗名

二 店舗所在地

三 設置者名

小田萬本社ビル

足立区東和五丁目十二番十三号

株式会社小田萬

足立区東和五丁目十二番十三号

合同会社西友

株式会社西友

令和四年一月六日

令和四年七月二十八日

東京都産業労働局商工部地域産業
振興課（新宿区西新宿二丁目八番
一号）

令和四年九月六日から令和五年一
月六日まで。ただし、東京都の休
日に関する条例（平成元年東京都
条例第十号）に定める休日を除く。

午前九時三十分から午後四時三十
分まで。ただし、正午から午後一
時までを除く。

西友赤羽店

北区赤羽二丁目一番一号

株式会社西友

四	設置者住所	北区赤羽二丁目一番一号
五	変更前の設置者名	合同会社西友
六	変更後の設置者名	株式会社西友
七	変更前の小売業者の氏名又は名称	合同会社西友
八	変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社西友
九	変更日	令和四年一月六日
十	届出日	令和四年七月二十八日
十一	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
十二	縦覧期間	令和四年九月六日から令和五年一月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
十三	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
一	店舗名	西友青井店
二	店舗所在地	足立区青井三丁目一番一号
三	設置者名	高橋 修一
四	設置者住所	足立区青井二丁目十番十八号
五	変更前の小売業者の氏名又は名称	合同会社西友ほか一名
六	変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社西友ほか一名
七	変更日	令和四年一月六日
八	届出日	令和四年七月二十八日
九	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番
十	縦覧期間	令和四年九月六日から令和五年一月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
十一	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
一	店舗名	西友竹の塚店
二	店舗所在地	足立区西竹の塚一丁目十一番二号
三	設置者名	株式会社西友ほか三名
四	設置者住所	北区赤羽二丁目一番一号ほか
五	変更を行った設置者名	株式会社西友
六	変更前の設置者名	合同会社西友
七	変更後の設置者名	株式会社西友
八	変更前の小売業者の氏名又は名称	合同会社西友
九	変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社西友
十	変更日	令和四年一月六日
十一	届出日	令和四年七月二十八日
十二	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
十三	縦覧期間	令和四年九月六日から令和五年一月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
十四	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
一	店舗名	西友東久留米店
二	店舗所在地	東久留米市上の原一丁目四番十七号
三	設置者名	株式会社西友
四	設置者住所	北区赤羽二丁目一番一号
五	変更前の設置者名	合同会社西友
六	変更後の設置者名	株式会社西友
七	変更前の小売業者の氏名又は名称	合同会社西友ほか一名
八	変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社西友ほか一名
九	変更日	令和四年一月六日
十	届出日	令和四年七月二十八日
十一	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
十二	縦覧期間	令和四年九月六日から令和五年一月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
十三	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
五〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

